

## 【総務課・少子化総合対策室関係】



## 1. 「新しい経済政策パッケージ」について

(関連資料 1 参照)

平成29年12月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、少子高齢化という最大の壁に立ち向うため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組むこととされた。

このうち、「人づくり革命」については、来年10月に予定している消費税率の引上げによる増収分により、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すこととしている。

具体的には、待機児童の解消等に向けて、「子育て安心プラン」を2年前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿を整備するとともに、そのために必要な保育人材の処遇改善を更に進めること、幼児教育・保育の無償化について、3歳から5歳児については無償化し、0歳から2歳児についても、住民税非課税世帯を対象として無償化すること等が盛り込まれた。

本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担をいただき、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することとし、拠出金率の上限を引き上げること等とされた。

## 2. 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」について

(関連資料 2 参照)

上記の「新しい経済政策パッケージ」を実現するため、内閣府において、

①保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する子ども・子育て拠出金の拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げるとともに、「子育て安心プラン」に基づく、保育の受け皿の整備により増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、拠出金の充当対象に「子どものための教育・保育給付」の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加えることとする。

②市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

等を内容とする子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を今国会に提出している。

なお、本法律案の改正等の詳細については、同法律案成立後、地方公共団体宛て通知することを予定している。

### **3. 平成30年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について**

**（関連資料3～6参照）**

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成30年度においても、引き続き、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成30年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.7兆円程度を充てることとしている。

さらに、平成30年度予算案では、平成29年度に引き続き、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」項目のうち、保育士の2%の処遇改善等の実施について盛り込んでいる。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

### **4. 地域子ども・子育て支援事業について**

地域子ども・子育て支援事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、その体制整備・事業実施を推進いただいているところであるが、平成30年度予算案では、放課後児童クラブの拡充を含め、同計画を踏まえた「量的拡充」及び「質の向上」などを実施するための経費として、1,188億円を内閣府において計上しているところである。

本年度の子ども・子育て支援交付金の執行状況を見ると、必ずしも計画どおりに進捗していない事業も見受けられることから、市町村におかれては引き続き積極的な取組をお願いしたい。また、都道府県におかれても、

必要な予算を確保いただくなど円滑な事業の実施に向けた支援をお願いしたい。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対する国の補助については、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号）により行ってきたところであるが、本交付要綱において定めている国庫補助基準額を下回る金額により、民間法人等に対する補助等を行っている事例も見受けられるところである。補助額は、事業に従事する職員の人件費をはじめとした事業の実施体制に大きく影響を与えるものであり、各地方公共団体において適切な対応をお願いしたい。



[関連資料：総務課・少子化総合対策室]





# 「新しい経済政策パッケージ」(人づくり革命)＜子ども家庭局関係抜粋＞

## 1. 幼児教育の無償化

- ・幼児教育の無償化を一気に加速。3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年度までに結論を出す。
- ・0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ・消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせ、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施。

## 2. 待機児童の解消

- ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備。
- ・2018年度(来年度)から早急に実施。
- ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む。今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ。

## 3. 高等教育の無償化 (略)

## 4. 私立高等学校の授業料の実質無償化 (略)

## 5. 介護人材の処遇改善 (略)

## 6. これらの施策を実現するための安定財源

- ・社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる増収分を①教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、②財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当。①について新たに生まれる1.7兆円程度を、上記1. 2. 3. 及び5. に充てる。人づくり革命の政策は、消費税率10%への引上げを前提として、実行。
- ・子ども・子育てで拠出金を0.3兆円増額。法律で定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出。

## 7. 財政健全化との関連 (略)

## 8. 来年度に向けての検討継続事項

- (1)リカレント教育 (略)
- (2)HECS等諸外国の事例を参考とした検討 (略)
- (3)全世代型社会保障の更なる検討
  - ・今後、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会全体で負担する」との理念のもと、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、企業負担のあるべき姿を含め併せて検討。

# 少子化対策の総合的な展開

## 【これまでの取組】

妊娠・出産・子育てへの支援

- 子育て世代包括支援センターの普及
- 不妊治療助成の実施

特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- 「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）」（2015年12月）
- 児童福祉法改正（2016年、2017年）

育児休業と保育の切れ目のない保障

- 待機児童解消加速化プランの前倒し（40万人分→50万人分）
- 「切れ目のない保育のための対策について」（2016年9月）
- 育児・介護休業法改正（保育所に入れない等の場合の育休の延長）
- 企業主導型保育事業の創設等

若者の雇用・経済的基盤の改善

- 「正社員転換・待遇改善実現プラン」（2016年1月）
- 若者雇用促進法
- 年金改革法
- 女性活躍推進法

非正規雇用をはじめとする女性の就業継続の支援

- 育児・介護休業法改正
- 企業主導型保育事業の創設等

## 総合的子育て支援

### 「人づくり革命」の断行

- 幼児教育・保育の無償化
  - 待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」の実施
  - 多様な保育の提供を含めた保育の受け皿の更なる拡大
  - 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
  - 総合的な保育人材の確保、保育士等の処遇改善の実施
- ### 総合的子育て支援の推進
- 児童虐待の発生予防から自立支援までの総合的な対策の推進
  - 小児・周産期医療提供体制の更なる整備促進
  - 「すくすくサポート・プロジェクト」推進
  - 児童扶養手当の所得制限限度額引上げ及び支給回数数の増
  - 子育て世代包括支援センターの全国展開

### 両立支援の推進

- 放課後児童クラブの拡充と支援員の処遇改善
- 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

### 働き方改革の推進

- 長時間労働の是正等（労働基準法改正法案の早期成立、36協定の再検討等）
- 同一労働同一賃金の実現
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 被用者保険の適用拡大の促進
- 女性活躍推進

### 推進体制の抜本的強化

- 子ども家庭支援、働き方改革などを強力推進、推進体制の抜本的強化
  - 児童虐待防止対策に関する省内推進本部、関係府省庁連絡会議、地方自治体との緊密連携等による総合的な取組推進
- ### 「地域共生社会」へのパラダイムシフト
- 子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現
  - 公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

アベノミクスの成果活用等による持続的成長と分配の好循環の推進

## 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

### 概要

#### 1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

#### 2. 事業主拠出金の充対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充ててることを可能とする観点から、事業主拠出金の充対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

#### 3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとする。また、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

### 施行期日

平成30年4月1日（予定）

## 平成30年度の社会保障の充実・安定化について

### 〈30年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.4兆円》

#### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.2兆円

#### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

#### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.39兆円

#### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

○消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

○社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成30年度の増収額8.4兆円については、

①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.2兆円を向け、

②残額を

・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と

・「後代への負担のつけ回しの軽減」

に概ね1：2で按分した額をそれぞれに向ける。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2)上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

# 子ども・子育て支援の充実

## I. 子ども・子育て支援新制度の実施

平成30年度所要額(公費) 6,526億円

- 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

### 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）☆
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）☆

### 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業☆ ・ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業☆
- ・ 病児保育事業☆ ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

（☆は子育て安心プランの取組としても位置づけ）

（参考）子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

## II. 社会的養護の充実

平成30年度所要額(公費) 416億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）



## 平成30年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

| 事項                  | 事業内容  | 平成30年度<br>予算案<br>(注3) | 平成29年度<br>予算額<br>(参考) |       |
|---------------------|---|-----------------------|-----------------------|-------|
|                     |   |                       | 国分<br>(注4)            | 地方分   |
| 子ども・子育て支援           | 子ども・子育て支援新制度の実施                             | 6,526                 | 2,985                 | 3,541 |
|                     | 社会的養護の充実                                    | 416                   | 208                   | 208   |
| 医療・介護<br>の提供体制改革    | 育児休業中の経済的支援の強化                              | 17                    | 10                    | 6     |
|                     | 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等                         |                       |                       |       |
|                     | ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)                         | 934                   | 622                   | 311   |
|                     | ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分                      | 473                   | 335                   | 138   |
|                     | 地域包括ケアシステムの構築                               |                       |                       |       |
|                     | ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)                         | 724                   | 483                   | 241   |
|                     | ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分<br>(介護職員の処遇改善等) | 1,196                 | 604                   | 592   |
|                     | ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実             | 434                   | 217                   | 217   |
|                     | 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充                      | 612                   | 0                     | 612   |
|                     | 国民健康保険への財政支援の拡充                             |                       |                       |       |
| 医療・介護保険<br>制度の改革    | ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援                        | 1,664                 | 832                   | 832   |
|                     | ・ 保険者努力支援制度等<br>(基金取り崩し分による措置を含めた総額)        | 1,527<br>(1,697)      | 1,527                 | 0     |
|                     | ・ 財政安定化基金の造成                                | 160                   | 160                   | 0     |
|                     | 被用者保険の拠出金に対する支援                             | 700                   | 700                   | 0     |
| 難病・小児慢性<br>特定疾病への対応 | 70歳未満の高額療養費制度の改正                            | 248                   | 217                   | 31    |
|                     | 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化                         | 246                   | 123                   | 123   |
|                     | 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等                | 2,089                 | 1,044                 | 1,044 |
| 年金                  | 年金受給資格期間の25年から10年への短縮                       | 644                   | 618                   | 26    |
|                     | 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大                           | 50                    | 47                    | 3     |
| 合計                  |   | 18,659                | 10,732                | 7,927 |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.2億円)は各省庁に計上。

(注6) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部も活用して、保険者努力支援制度等の支援に必要な約1,700億円は確保。

## 平成30年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成30年度予算（案）においても引き続き全て実施。

|      | 量的拡充  | 質の向上   |
|------|---|--|
| 所要額  | 4,258億円   | 2,684億円  |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1）</li> <li>○ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）</li> <li>○ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</li> <li>○ 研修機会の充実</li> <li>○ 小規模保育の体制強化</li> <li>○ 減価償却費、賃借料等への対応 など</li> </ul>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）</li> <li>○ 社会的養護の量的拡充</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童クラブの充実</li> <li>○ 病児・病後児保育の充実</li> <li>○ 利用者支援事業の推進 など</li> <li>○ 児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等）</li> <li>○ 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進</li> <li>○ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など</li> </ul> |

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

